

2016年5月23日
みずほ信託銀行株式会社

買集め行為に該当する株式取得の決定についてのお知らせ

みずほ信託銀行株式会社（取締役社長：中野 武夫）は、株式会社パートナーエージェント（以下、「同社」という。）を委託者とする株式給付信託（従業員持株会処分型）の業務運営にあたり、下記のとおり株式を取得することを具体的に決定しました。

当該株式取得は議決権ベースで5%以上となり、金融商品取引法施行令第31条に規定する買集め行為に該当することとなるため、お知らせします。

詳細は、2016年5月11日付の同社リリース「『株式給付信託（従業員持株会処分型）』の導入に関するお知らせ」および2016年5月19日付の同社リリース「（追加）『株式給付信託（従業員持株会処分型）』の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

記

銘柄コード	6181
銘柄名	株式会社パートナーエージェント
取得日	2016年5月24日
取得株式数	164,400株
取得議決権数	1,644個
総株主の議決権の数に対する割合	5.02%（注）

（注）総株主の議決権の数に対する割合は、2016年3月末のデータに基づき作成しています。

以 上